

最高裁秘書第2595号

令和元年5月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月22日付け（同月23日受付、最高裁秘書第2245号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 平成21年2月25日付け最高裁判一第000046号刑事局長通達「検察審査員、補充員、証人、専門的助言者及び審査補助員の出頭状況等に関する調査について」（片面で8枚）
- (2) 平成30年11月29日付け最高裁判一第1548号刑事局長通達「「検察審査員、補充員、証人、専門的助言者及び審査補助員の出頭状況等に関する調査について」の廃止について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当）秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

最高裁判一第000046号

(検・統い)

平成21年2月25日

検察審査会事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 小川正持

検察審査員、補充員、証人、専門的助言者及び審査補助員の
出頭状況等に関する調査について（通達）

標記の出頭状況等について、下記により調査し、報告してください。

記

1 調査事項

自庁について別紙様式記載の事項を調査する。

2 報告方法

(1) 地裁支部所在地検審

地方裁判所支部の所在地にある検察審査会並びに東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡の地方裁判所の所在地にある検察審査会（第一検察審査会を除く。）（以下「地裁支部所在地検審」という。）は、次の方法により報告する。

ア 別紙様式による調査表を毎月作成する。

イ アの調査表を地方裁判所の所在地にある検察審査会（東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡にあっては、第一検察審査会。以下「地裁所在地検審」という。）あてに送付する。

(2) 地裁所在地検審

地裁所在地検審は、次の方法により報告する。

- ア 自庁について別紙様式による調査表を毎月作成する。
- イ 自庁及び当該地方裁判所管内にある地裁支部所在地検審が作成した調査表に基づき、別紙様式を用いて管内集計表を毎月作成する。
- ウ イの管内集計表及び調査表を刑事局あてに送付する。

(3) 別紙様式の記載要領は、別紙のとおりとする。

3 報告期限

(1) 地裁支部所在地検審

地裁支部所在地検審については、調査対象月の翌月 10 日とする。

(2) 地裁所在地検審

地裁所在地検審については、調査対象月の翌月 15 日とする。

付 記

- 1 この通達は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。ただし、審査補助員に係る部分については、同年 5 月 21 日から実施する。
- 2 平成 6 年 11 月 17 日付け最高裁判第一第 286 号刑事局長通達「検察審査員、補充員、証人及び専門的助言者の出頭状況等に関する調査について」は、平成 21 年 3 月 31 日限り、廃止する。
- 3 平成 21 年 3 月分の報告については、なお従前の例による。

(別紙)

検察審査員等の出頭状況等に関する調査表記載要領

第1 第1表「出頭人數、旅費等請求額等」について

この表は、検察審査員、補充員、証人、専門的助言者及び審査補助員に対して支給すべき旅費、日当、宿泊料、手当等（以下「旅費等」という。）について、支給すべき事由（以下「支給事由」という。）ごとに発生した回数、招集人數、出頭人數及び旅費等請求額を調査することを目的とする。

この表には、支給事由が生じた日又は支給された日にかかわりなく、当該支給事由につき作成された旅費請求書の請求の日付を基準として計上する。ただし、審査補助員については、支給事由が生じた日を基準として計上する。

例えば、旅行日を伴う所在尋問が当月の末日から翌月にわたって実施された場合には、旅費請求書の請求の日付が、当月中であれば当月分として、翌月であれば翌月分として計上する。

なお、同一期日に2以上の支給事由が生じた場合には、上位の支給事由のみに支給額を合算して計上し、その事由を「備考」に簡潔に記載する。

例えば、審査会議終了後に実地見分を行った場合には、「④実地見分」の上位の支給事由である「①会議」に支給額を合算して計上し、その事由として、「審査会議終了後に実地見分実施、現地までの鉄道賃の請求1回」等と「備考」に記載する。

1 「①会議」

- (1) 検察審査会法（昭和23年法律第147号。以下「法」という。）第15条第1項（会長互選会議）、第21条第1項（定例会議）及び同条第2項（臨時会議）に基づいて開催されたすべての検察審査会議について記載する。
- (2) 同一期日に会長互選会議、定例会議又は臨時会議のうち2以上の種類の会議が開催された場合（例えば、会長互選会議に引き続き臨時会議が開催された場合）であっても1回として計上する。

2 「②小委員会」

在庁の小委員会について記載する。ただし、小委員会により所在尋問又は実地見分を行った場合を除く。

3 「③所在尋問」

検察審査会又は小委員会により所在尋問を行った場合について記載する。

4 「④実地見分」

検察審査会又は小委員会により実地見分を行った場合について記載する。

5 「⑤会長出頭」

記録の調査その他の目的で検察審査会長が会議期日以外に出頭した場合について記載する。

6 「⑥流会」

会議を流会とし、小委員会に切り替えなかった場合について記載する。

7 「⑦その他」

①から⑥までの支給事由以外の支給事由で検察審査員又は補充員が旅費等の請求をした場合について記載する。その場合には、「備考」に簡潔に支給事由の内容を記載する。

8 「⑧証人」

出頭した証人（出頭したが、流会その他の理由で尋問を受けなかつた者を含む。）について記載する。

9 「⑨専門的助言者」

助言をするため又は記録の調査等助言をする上で必要な準備をするために出頭した専門的助言者（出頭したが、流会その他の理由で助言を徴せられなかつた者を含む。）について記載する。

10 「⑩審査補助員」

助言等をするために会議期日に出頭した審査補助員（出頭したが、流会その他の理由で執務を行わなかつた者を含む。）について記載する。

1 1 「回数」

①から⑩までの支給事由による出頭等の回数を記載する。

1 2 「招集人数」

検察審査会事務局が招集手続をした検察審査員及び補充員の人数を記載する。

1 3 「出頭人数」

出頭した者の延べ数（旅費等の請求1回につき1人として計上）を関与者と不関与者とに区分して記載する。

なお、「関与者」とは、平成12年6月23日付け最高裁判一第169号刑事局長、経理局長依命通達「検察審査員等の日当の支給基準等について」別表に定める日当の支給基準（以下「支給基準」という。）により「会議に関与した日」の日当の支給を受けるべき者を、「不関与者」とは、支給基準により「その他の日」の日当の支給を受けるべき者をいう。

1 4 「旅費等請求額」

請求に基づいて支給された旅費等の金額を日当又は手当とそれら以外のものとに区分して記載する。

1 5 「旅行日等」

検察審査員及び補充員に対し、支給基準により「その他の日」の日当を支給すべき日数の合計日数及びその日当の合計額を記載する。

なお、旅行日等として日当を支給すべき事由が2以上にわたるときは、その事由ごとに日数の内訳を記載する。

第2 第2表「執務時間等」について

この表は、出頭した検察審査員及び補充員が会議又は小委員会（以下「会議等」という。）において執務した時間数、出頭した証人の待機を含めた拘束時間数及び尋問に要した時間数並びに出頭した専門的助言者又は審査補助員の助言等に要した時間数を調査することを目的とする。

この表についても、第1表と同様、検察審査員、補充員、証人及び専門的助言

者は、出頭につき作成された旅費請求書の請求の日付を基準とし、審査補助員は、支給事由が生じた日を基準として計上する。

なお、出頭したが、流会その他の理由で、検察審査員及び補充員が会議等において執務を行わなかった場合、証人が待機を含めた拘束時間及び尋問時間を要しなかった場合及び専門的助言者又は審査補助員が助言等を行わなかった場合については、計上しない。

また、出頭したが、旅費等の請求をしない者がいた場合（所在尋問等のため、旅費等の請求がされなかった場合を含む。）には、検察審査員、補充員、証人、専門的助言者又は審査補助員の別、執務等に要した時間数及び旅費等の請求を行わなかった理由を「備考」に記載する。

1 「検察審査員及び補充員」

第1表の「①会議」及び「②小委員会」に計上した検察審査員及び補充員について、執務時間数別に、その人數を記載する。

なお、「執務時間」とは、会議等を開始する指定時刻（指定時刻後に出頭した者については、出頭した時刻）から会議等の終了時刻（終了時刻前に退庁した者については、退庁した時刻）までの時間をいう。

2 「証人」

第1表の「⑧証人」に計上した証人について、呼出状により出頭した証人は、呼出状に記載された出頭時刻（証人がこれに遅れて出頭した場合には、出頭した時刻）から尋問終了時刻までの時間数別に、その他の証人は、実際に尋問を受けた時間数別に、その人數を記載する。

3 「専門的助言者」

第1表の「⑨専門的助言者」に計上した専門的助言者のうち、口頭により助言を徴せられた者について、助言に要した時間数別に、その人數を記載する。

4 「審査補助員」

第1表の「⑩審査補助員」に計上した審査補助員について、執務時間数別に、

その人数を記載する。

なお、「執務時間」とは、会議等を開始する指定時刻（指定時刻後に出頭した者については、出頭した時刻）から会議等の終了時刻（終了時刻前に退庁した者については、退庁した時刻）までの時間をいう。

第3 「現在員」について

毎月末日現在の検察審査員及び補充員の人数を記載する。ただし、選定された後、辞職、死亡又は欠格事由の発生等により検察審査員又は補充員としての身分を失った者及び法第17条第1項により検察審査員としての職務の執行を停止されている者を除く。

なお、補欠の検察審査員に選定された補充員は、検察審査員として計上する。

(別紙様式)

検察審査員等の出頭状況等に関する調査表 (平成 年 月)

地裁管内

検察審査会

現在員

検察審査員
補充員

人

人

第1表 出頭人數、旅費等請求額等							第2表 執務時間等						
支給事由	事項	回数	招集人数	出頭人數		旅費等請求額			事項	検察審査員及び補充員	証人	専門的助言者	審査補助員
				関与者	不関与者	計	日当(手当)	その他					
検察審査員及び補充員	①会議								1時間以内				
	②小委員会								2〃				
	③所在尋問								3〃				
	④実地見分								4〃				
	⑤会長出頭								5〃				
	⑥流会								6〃				
	⑦その他								6時間を超える				
	計								計				
等審査員	⑧証人								備考	旅行日等			
	⑨専門的助言者												
	計												
審査員	⑩審査補助員												

最高裁判一第1548号

平成30年11月29日

検察審査会事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

「検察審査員、補充員、証人、専門的助言者及び審査補助員の出頭状況等に関する調査について」の廃止について（通達）

平成21年2月25日付け最高裁判一第000046号刑事局長通達「検察審査員、補充員、証人、専門的助言者及び審査補助員の出頭状況等に関する調査について」は、平成30年12月31日限り、廃止します。

なお、平成30年12月分の報告については、なお従前の例によってください。